

議案第79号

羽曳野市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る事務手数料
条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る事務手数料条例の一部を改
正する条例を別紙のように制定する。

令和3年11月30日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 48 号）の施行に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定の申請等に係る区分及び手数料の額の変更その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る事務手数料

条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る事務手数料条例(令和2年羽曳野市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第3項」を「第5項」に改め、同号の表を次のように改める。

項	区分			金額
	認定の申請	床面積の合計	住宅	
1	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下この条において「品確法」という。)第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		新築基準が適用される住宅	13,000円
			増改築基準が適用される住宅	17,400円
2	品確法第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された共同住宅等(併用住宅を除く。以下この条において同じ。)に係るもの	床面積の合計が500平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	21,300円
			増改築基準が適用される住宅	29,600円
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	35,300円
			増改築基準が適用される住宅	49,900円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	55,200円
			増改築基準が適用される住宅	77,000円
		床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	97,500円
			増改築基準が適用される住宅	136,400円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	163,400円
			増改築基準が適用される住宅	228,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	279,700円		
	増改築基準が適用される住宅	387,200円		

3	その他の一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		新築基準が適用される住宅	73,600円
			増改築基準が適用される住宅	108,700円
4	その他の共同住宅等に係るもの	床面積の合計が500平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	130,000円
			増改築基準が適用される住宅	192,700円
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	207,000円
			増改築基準が適用される住宅	307,300円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	408,100円
			増改築基準が適用される住宅	606,300円
		床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	730,000円
			増改築基準が適用される住宅	1,085,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	1,255,000円
			増改築基準が適用される住宅	1,865,500円
床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	2,323,700円		
	増改築基準が適用される住宅	3,453,000円		

備考

- 1 この表中の用語の意義は、法、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)及び長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成21年国土交通省告示第209号。以下この号において「告示」という。)における用語の意義によるものとする。
- 2 備考1の規定にかかわらず、「床面積の合計」とは、認定の申請に係る認定対象建築物(告示第2の5に規定する認定対象建築物をいう。)の床面積の合計をいう。
- 3 床面積の算定方法は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号に定めるところによる。
- 4 「併用住宅」とは、住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る一戸の住宅で、床面積の合計のうち住宅以外の用途に供する部分の床面積が50平方メートル以下のものをいう。

第2条第5号の表を次のように改める。

項	区分			金額		
	変更の認定の申請	床面積の合計	住宅			
1	品確法第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		新築基準が適用される住宅	1,900円		
			増改築基準が適用される住宅	2,700円		
2	品確法第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された共同住宅等に係るもの	床面積の合計が500平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	3,700円	変更の内容が認定対象住戸全体に及ばない場合この表に掲げる金額を認定対象住戸全ての数で除して得た額(その額に100円未満の端数がある場合は、これを100円に切り上げた額)に当該変更の認定の内容が及ぶ認定対象住戸の数を乗じて得た額。ただし、その額がこの表に掲げる金額を超える場合にあっては、この表に掲げる金額とする。	
			増改築基準が適用される住宅	5,600円		
			床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅		6,500円
				増改築基準が適用される住宅		9,900円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅		9,500円
				増改築基準が適用される住宅		14,300円
			床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅		17,500円
				増改築基準が適用される住宅		26,300円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅		29,800円
				増改築基準が適用される住宅		44,800円
床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	49,300円				
	増改築基準が適用される住宅	74,100円				
3	その他の一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		新築基準が適用される住宅	12,700円	法第5条第6項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更については、2,300円	
			増改築基準が適用される住宅	18,900円		
4	その他の共同住宅等に係るもの	床面積の合計が500平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	23,300円	ア 変更の内容が認定対象住戸全体に及ばない場合この表に掲げる	
			増改築基準が適用される住宅	35,100円		
			床面積の合計	新築基準が適用		37,700円

		が 500 平方メートルを超え	される住宅		金額を認定対象住戸全ての数で除して得た額(その額に100円未満の端数がある場合は、これを100円に切り上げた額)に当該変更の認定の内容が及ぶ認定対象住戸の数を乗じて得た額。ただし、その額がこの表に掲げる金額を超える場合には、この表に掲げる金額とする。 イ 法第5条第6項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更の場合 2,300円
		1,000 平方メートル以下のもの	増改築基準が適用される住宅	56,600円	
		床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	73,800円	
			増改築基準が適用される住宅	110,900円	
		床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	134,500円	
			増改築基準が適用される住宅	201,800円	
		床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	233,800円	
			増改築基準が適用される住宅	350,800円	
		床面積の合計が 10,000 平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	431,600円	
			増改築基準が適用される住宅	647,500円	

備考 第1号の表の備考の規定は、この表についても適用する。

第2条第6号中「第9条第1項」の次に「又は第3項」を加え、同条第8号中「第3項」を「第5項」に改め、同条に次の1号を加える。

(9) 法第18条第1項の許可を受けようとする者 160,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第1号及び第5号の規定は、この条例の施行の日以後に行われる長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請及び同法第8条第1項の変更の認定の申請(以下「認定の申請等」という。)に係る手数料について適用し、同日前に行われた認定の申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

羽曳野市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る事務手数料条例 新旧対照表

新				旧						
(手数料の金額等) 第2条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数料を納付しなければならない。 (1) 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請(以下この号において「認定の申請」という。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額				(手数料の金額等) 第2条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数料を納付しなければならない。 (1) 法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請(以下この号において「認定の申請」という。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額						
項	区分			金額	項	区分			金額	
	認定の申請	床面積の合計	住宅			認定の申請	床面積の合計	住宅		
1	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下この条において「品確法」という。)第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		新築基準が適用される住宅	13,000円	1	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が法第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合すると認められた住宅に係るもの	200平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	9,500円	認定の申請が共同住宅等に係るものである場合この表に掲げる金額を当該共同住宅等の認定対象住戸(同時に認定の申請をする場合に限り。)全ての数で除して得た額(その額に100円未満の端数がある場合は、これを100円に切り上げた額)。ただし、その額が1,600円(増改築基準が適用される住宅に
			増改築基準が適用される住宅	17,400円			200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	増改築基準が適用される住宅	13,200円	
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	17,400円	1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	24,600円					
床面積の合計が500平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	21,300円	1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	増改築基準が適用される住宅	30,100円					
床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	増改築基準が適用される住宅	29,600円	1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	増改築基準が適用される住宅	42,500円					
併用住宅を除く。以下この条において同じ。)に係るもの	新築基準が適用される住宅	35,300円	1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	増改築基準が適用される住宅	47,900円					
	増改築基準が適用される住宅	49,900円	3,000平方メートル以下のもの	増改築基準が適用される住宅	63,600円					
	床面積の合計が	新築基準が適用	55,200円							

		1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	される住宅 増改築基準が適用される住宅	77,000円				る住宅		係るものにあ
		床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅 増改築基準が適用される住宅	97,500円 136,400円				新築基準が適用される住宅 増改築基準が適用される住宅	89,200円 117,900円	っては、2,000円)に満たない場合は、その手数料の額は、1,600円(増改築基準が適用される住宅に係るものにあつては、2,000円)とする。
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅 増改築基準が適用される住宅	163,400円 228,000円				5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 増改築基準が適用される住宅	155,300円 203,400円	
		床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅 増改築基準が適用される住宅	279,700円 387,200円				10,000平方メートルを超えるもの 新築基準が適用される住宅 増改築基準が適用される住宅	269,700円 343,100円	
3	その他の一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		新築基準が適用される住宅 増改築基準が適用される住宅	73,600円 108,700円		2	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書が交付された一戸建ての住宅に係るもの	200平方メートル以下のもの 新築基準が適用される住宅		22,200円
4	その他の共同住宅等に係るもの	床面積の合計が500平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅 増改築基準が適用される住宅	130,000円 192,700円				200平方メートルを超えるもの		35,200円
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅 増改築基準が適用される住宅	207,000円 307,300円		3	住宅の品質確保の促進等に関する	500平方メートル以下のもの 新築基準が適用される住宅	67,300円	この表に掲げる金額を当該共同住宅等の
		床面積の合計が1,000平方メートル	新築基準が適用される住宅	408,100円						

	ルを超え3,000平方メートル以下のもの	増改築基準が適用される住宅	606,300円		法律第6条第1項の設計住宅性能評価書が交付された共同住宅等に係るもの	500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの		107,900円	認定対象住戸(同時に認定の申請をする場合に限る。)全ての数で除
	床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	730,000円			1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの		205,200円	して得た額(その額に100円未満の端数がある場合は、これを100円に切り上げた額)。ただし、その額が5,500円に満たない場合は、その手数料の額は、5,500円とする。
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	増改築基準が適用される住宅	1,085,000円			3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの		353,300円	
	床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	1,255,000円			5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの		550,300円	
		増改築基準が適用される住宅	1,865,500円			10,000平方メートルを超えるもの		1,007,400円	
		増改築基準が適用される住宅	3,453,000円						
備考									
1 この表中の用語の意義は、法、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)及び長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成21年国土交通省告示第209号。以下この号において「告示」という。)における用語の意義によるものとする。									
2 備考1の規定にかかわらず、「床面積の合計」とは、認定の申請に係る認定対象建築物(告示第2の5に規定する認定対象建築物をいう。)の床面積の合計をいう。					4	その他の住宅に係るもの	200平方メートル以下のもの	68,800円	認定の申請が共同住宅等に係るものである場合この表に掲げる金額を当該共同住宅等の認定対象住戸(同時に認定の申請をする場合
3 床面積の算定方法は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号に定めるところによる。							新築基準が適用される住宅	106,700円	
4 「併用住宅」とは、住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る一戸の住宅で、床面積の合計のうち住宅以外の用途に供する部分の床面積が50平方メートル以下のものをいう。							増改築基準が適用される住宅	122,400円	
						200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	190,000円	

			の	が適用され る住宅		に限る。)全ての 数で除して	
			500 平方メー トルを超え	新築基準が 適用される	195,900 円	得た額(その 額に 100 円未 満の端数があ	
			1,000 平方メ ートル以下の もの	増改築基準 が適用され る住宅	303,600 円	る場合は、こ れを 100 円に 切り上げた	
			1,000 平方メ ートルを超え	新築基準が 適用される	388,500 円	額)。ただし、 その額が	
			3,000 平方メ ートル以下の もの	増改築基準 が適用され る住宅	599,800 円	12,000 円(増 改築基準が適 用される住宅 に係るものに	
			3,000 平方メ ートルを超え	新築基準が 適用される	696,500 円	あつては、	
			5,000 平方メ ートル以下の もの	増改築基準 が適用され る住宅	1,074,100 円	18,300 円)に 満たない場合 は、その手数 料の額は、	
			5,000 平方メ ートルを超え	新築基準が 適用される	1,199,300 円	12,000 円(増 改築基準が適 用される住宅 に係るものに	
			10,000 平方メ ートル以下の もの	増改築基準 が適用され る住宅	1,847,100 円	あつては、	
			10,000 平方メ ートルを超え るもの	新築基準が 適用される 住宅	2,223,500 円	18,300 円)と する。	
				増改築基準 が適用され る住宅	3,419,400 円		
			備考				

(2)～(4) 省略

(5) 法第8条第1項の変更の認定(以下この条において「変更の認定」という。)を申請しようとする者(次号に掲げる者を除く。) 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額	
	変更の認定の申請	床面積の合計	住宅	
1	品確法第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		新築基準が適用される住宅	1,900円
			増改築基準が適用される住宅	2,700円
2	品確法第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された共同住	床面積の合計が500平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	3,700円
			増改築基準が適用される住宅	5,600円
		床面積の合計	新築基準が	6,500円

変更の内容が認定対象住戸全体に及ばない場合 この表に掲げる金額を認定対

1 この表中の用語の意義は、法、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)及び長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成21年国土交通省告示第209号。以下この号において「告示」という。)における用語の意義によるものとする。2 備考1の規定にかかわらず、「床面積の合計」とは、認定の申請に係る認定対象建築物(告示第2の5に規定する認定対象建築物をいう。)の床面積の合計をいう。3 床面積の算定方法は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号に定めるところによる。

(2)～(4) 省略

(5) 法第8条第1項の変更の認定(以下この条において「変更の認定」という。)を申請しようとする者(次号に掲げる者を除く。) 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額	
	変更の認定の申請	住宅		
1	住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が法第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合していると認められた住宅に係るもの	新築基準が適用される住宅		1,600円
		増改築基準が適用される住宅		2,300円
2	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書(当該変更の認定に係るものに限る。)が交付された住宅に係るもの	新築基準が適用される住宅		5,500円

	宅等に係るもの	が 500 平方メートルを超え	適用される住宅		象住戸全ての数で除して得た額(その額に 100 円未満の端数がある場合は、これを 100 円に切り上げた額)に当該変更の認定の内容及ぶ認定対象住戸の数を乗じて得た額。ただし、その額がこの表に掲げる金額を超える場合にあつては、この表に掲げる金額とする。
		1,000 平方メートル以下のもの	増改築基準が適用される住宅	9,900 円	
		床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	9,500 円	
		床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下のもの	増改築基準が適用される住宅	14,300 円	
		床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	17,500 円	
		床面積の合計が 10,000 平方メートルを超えるもの	増改築基準が適用される住宅	26,300 円	
			新築基準が適用される住宅	29,800 円	
			増改築基準が適用される住宅	44,800 円	
			新築基準が適用される住宅	49,300 円	
			増改築基準が適用される住宅	74,100 円	
3	その他の一戸建ての住宅又は併用住宅に係る	新築基準が適用される住宅	12,700 円	法第 5 条第 6 項第 4 号から第 6 号までに掲げる	
		増改築基準	18,900 円		
3	その他の住宅に係るもの	新築基準が適用される住宅	12,000 円	法第 5 条第 4 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事項のみの変更については、2,200 円(変更の認定の申請が共同住宅等に係るものである場合は、2,200 円を当該共同住宅等の認定対象住戸(同時に変更の認定の申請をする場合に限る。)全ての数で除して得た額(その額に 100 円未満の端数がある場合は、これを 100 円に切り上げた額)。ただし、その額が 100 円に満たない場合は、その手数料の額は、100 円とする。)	
		増改築基準が適用される住宅	18,600 円		

備考 第 1 号の表の備考 1 の規定は、この表についても適用する。

	もの		が適用される住宅		事項のみの変更については、2,300円
4	その他の共同住宅等に係るもの	床面積の合計が500平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	23,300円	ア 変更の内容が認定対象住戸全体に及ばない場合 この表に掲げる金額を認定対象住戸全ての数で除して得た額(その額に100円未満の端数がある場合は、これを100円に切り上げた額)に当該変更の認定内容及ぶ認定対象住戸の数を乗じて得た額。ただし、その額
		もの	増改築基準が適用される住宅	35,100円	
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	37,700円	
		もの	増改築基準が適用される住宅	56,600円	
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	73,800円	
		もの	増改築基準が適用される住宅	110,900円	
		床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	134,500円	
		もの	増改築基準が適用される住宅	201,800円	
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	新築基準が適用される住宅	233,800円	
		もの	増改築基準が適用される住宅	350,800円	

		下のもの 床面積の合計 が 10,000 平 方メートルを 超えるもの	る住宅 新築基準が 適用される 住宅 増改築基準 が適用され る住宅	431,600 円 647,500 円	がこの表 に掲げる 金額を超 える場合 にあって は、この表 に掲げる 金額とす る。 イ 法第 5 条第 6 項 第 4 号か ら第 6 号 までに掲 げる事項 のみの変 更の場合 2,300 円	
備考 第 1 号の表の備考の規定は、この表についても適用する。						
(6) 法第 9 条第 1 項又は第 3 項の規定により法第 8 条第 1 項の変更の認定を受けようとする者 1,500 円			(6) 法第 9 条第 1 項の規定により法第 8 条第 1 項の変更の認定を受けようとする者 1,500 円			
(7) 省略			(7) 省略			
(8) 法第 5 条第 1 項から第 5 項までの認定、法第 8 条第 1 項の変更の認定又は法第 10 条の承認を受けた者で、当該認定又は承認を受けている者であることの証明を受けようとするもの 1 通につき 2,000 円			(8) 法第 5 条第 1 項から第 3 項までの認定、法第 8 条第 1 項の変更の認定又は法第 10 条の承認を受けた者で、当該認定又は承認を受けている者であることの証明を受けようとするもの 1 通につき 2,000 円			
(9) 法第 18 条第 1 項の許可を受けようとする者 160,000 円						
以下省略			以下省略			